

投資信託委託会社の「金融商品販売法に基づく説明義務に関するガイドライン」

平成12年12月 8日制定
平成19年 1月19日改正
平成19年 9月21日改正
平成20年 9月19日改正
平成21年 3月19日改正

I. ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する者をいう。以下同じ。）が自ら設定する証券投資信託受益証券の募集等（募集又は私募をいう。以下同じ。）を行うに当たり、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、以下「金融商品販売法」という。）において定められている金融商品販売業者等の説明義務を遂行するうえで留意すべき事項及び実務上の取扱いの参考事例を示すものである。

II. 金融商品販売法における説明義務の概要

1. 金融商品販売法においては、投資信託委託会社が自ら設定する受益証券の募集等を行おうとするときは、当該受益証券の募集等が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならないこととされている。

（金融商品販売法 第3条第1項）

① 当該金融商品の販売等について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第2条第14項に規定する金融商品市場をいう。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該指標

ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

【価格変動リスク】

② 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該者

ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

【信用リスク】

③ 前二号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして金融商品の販売等に関する法律施行令（平成18年政令第484号、以下「政令」という。）で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるとき

は、次に掲げる事項

イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨

ロ 当該事由

ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分

④ 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨

【権利行使・契約解除の期間の制限】

2. 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解させるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

(金融商品販売法 第3条第2項)

(注) 【 】内は金融商品販売法の条文中ではなく、本ガイドラインとして加えた言葉である。

III. 説明の内容

1. 基本的な考え方

金融商品販売法においては、顧客に対し説明すべき重要事項について具体的な説明内容は定められていないが、投資信託委託会社は、多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められている。

2. 実務上の取扱い

「多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という点を考慮すると、各受益証券の募集等に際し、説明すべき重要事項の内容及び具体的な説明の参考事例は以下のとおりと考えられる。

○受益証券

証券投資信託受益証券	価格変動リスク	信用リスク	権利行使・契約解除の制限
主な投資対象が国内株式であるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク ・組入れ株式の株価変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・組入れ株式の発行者の信用リスク 	—
主な投資対象が円建公社債であり、かつ、外貨建資産又は株式・出資等に投資しないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク ・組入れ債券の価格変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・組入れ債券の発行者の信用リスク 	—
主な投資対象が株式・一般債にわたっており、かつ、円建・外貨建の双方にわたっているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・証券投資信託受益証券の基準価額変動リスク ・組入れ有価証券の価格変動リスク ・為替変動リスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・組入れ有価証券の発行者の信用リスク 	—

(注) 他の種類の証券投資信託受益証券については、説明すべき内容が異なり得る。

(具体的な説明の参考事例)

[主な投資対象が国内株式であるもの]

- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の株価の下落や、これらの株式の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

[主な投資対象が円建公社債であり、かつ、外貨建資産又は株式・出資等に投資しないもの]

- ・この投資信託は、主に円建の公社債を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、金利の変動等による組入れ債券の値動きにより上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ・この投資信託は、主に円建公社債を投資対象としています。組入れた債券の値下がりや、これらの債券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

[主な投資対象が株式・一般債にわたっており、かつ、円建・外貨建の両方にわたっているもの]

- ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式や債券の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。組み入れた株式や債券の値下がり（外貨建証券については、通貨価格の変動の影響も受けます。）、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。

○ 外貨建の受益証券の取扱い等

イ 外貨建の受益証券

外貨建の受益証券については、上記の事項に加え、基準価額が外貨建で算出されることにより顧客の投資元本を割り込むことがあるため、為替変動リスクを説明すべきものと考えられる。

ロ 第三者の業務又は信用の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがある受益証券

上記以外の第三者の業務又は信用の状況の変化を原因として元本欠損が生ずるおそれがある証券については、上記の事項に加え、当該第三者の信用リスクについて説明すべきものと考えられる。

[保証付き受益証券の具体的な説明の参考事例]

- ・この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、通貨の価格変動等の影響や、組み入れた株式や債券の発行者の信用状況の変化等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。また、本受益証券の発行者や保証会社の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

ハ 権利行使期間又は解約の時期に制限のある受益証券

権利行使期間又は解約の時期に制限のある受益証券については、上記の事項に加え、権利行使期間又は解約時期の制限を説明すべきものと考えられる。

[主な投資対象が国内株式である投資信託のうちクローズド期間のあるものの具体的な説明の参考事例]

- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の値動き等により基準価額が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。なお、クローズド期間中は、換金することができませんので御留意ください。
- ・この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の株価の下落や、それらの株式の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。なお、クローズド期間中は、換金することができませんので御留意ください。

(注) 金融商品販売法においては、顧客の応募代金や収益金、解約代金等の保全方法に関する事項の説明は求められていない。従って、これら応募代金等が預金保険や投資者保護基金の支払等の対象にならないことや、このため投資信託委託会社は顧客の応募代金等に相当する金額を信託会社に信託することが法律上義務付けられていることを説明することに関しては、各社が自主的に判断するものとする。

IV. 説明の時期等

1. 基本的な考え方

金融商品販売法においては、「金融商品の販売が行われるまでの間」に重要事項の説明を行うこととされているが、受益証券の募集等の場合、「金融商品の販売が行われるまでの間」とは、「約定までの間」と解すことが適当である。従って、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に当たり、約定までに顧客に重要事項の説明を行うべきものと考えられる。なお、投資信託委託会社は、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められていることに留意する必要がある。

2. 具体的な留意事項

上記のとおり、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に当たり、約定までに顧客に重要事項の説明を行うべきであるが、「一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という観点から、説明の時期については、次の事項に留意する必要がある。

① 顧客に対して重要事項の説明を行った後、当該顧客が当該説明に係る受益証券の募集等を継続して行い、重要事項の認識が持続していると考えられる場合には、必ずしも、当該同種の募集等が行われる都度、重要事項の説明を行う必要はないものと考えられる。ただし、当該顧客から要求があった場合には、当該顧客に重要事項の説明を行うべきものと考えられる。

なお、「同種の募集等」とは、顧客に説明すべき重要事項の内容が同一である受益証券の募集等をいう。

② 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券の募集等については、慎重に取り扱うことが望ましいと考えられる。

V. 説明の方法

1. 基本的な考え方

金融商品販売法においては、重要事項の説明について、具体的な説明の方法は規定されていない。従って、重要事項の説明は、口頭、書面又はその他の方法により行うことが可能である。

ただし、投資信託委託会社は、説明の方法を問わず、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行うことが求められている。

(注) 金融商品販売法においては、説明を行ったことに係る確認は求められていない。従って、確認を行うか否か、又は、確認を行う場合の方法等は、各社が自主的に判断するものとする。

2. 具体的な留意点

「一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明を行う」という点を考慮

すると、投資信託委託会社が行う説明の方法については、以下の点に留意する必要がある。

- ① 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券については、より丁寧な説明を行う等、当該受益証券の商品性に応じた説明を行うよう配慮すべきものと考えられる。
- ② 書面によって重要事項の説明を行う場合には、分かりにくい表現は避け、また、記載が目立ちにくくならぬよう、配慮すべきものと考えられる。

VII. 説明が不要な場合

1. 基本的な考え方

金融商品販売法においては、顧客が専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（以下、「特定顧客」という。）である場合には、重要事項の説明は要しないこととされている。

また、顧客が特定顧客以外の者であっても、当該顧客から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合には、金融商品販売法に基づく重要事項の説明は要しないこととされている。

なお、金融商品販売法においては、意思の表明の方法は規定されていないことから、顧客の意思表明は、口頭、書面又はその他の方法により行うことが可能である。

(注) 金融商品販売法においては、顧客が説明不要の意思表明を行ったことに係る確認は求められない。従って、確認を行うか否か、又は、確認を行う場合の方法等は、各社が自主的に判断するものとする。

2. 具体的な留意事項

(1) 顧客が特定顧客である場合

顧客が特定顧客である場合には重要事項の説明を要しないこととされているが、この特定顧客は政令第10条で「金融商品販売業者等又は金商法第2条第31条に規定する特定投資家」と定められている。

(2) 説明不要の意思表明

説明不要の意思表明の取扱いに係る留意事項は以下のとおりである。

- ① 顧客の意思表明は、当該顧客が当該受益証券のリスクを理解したうえで行うことが肝要と考えられる。従って、これまで同種の受益証券について当該顧客に説明を行ったことがなく、当該顧客が当該種類の受益証券の取引の経験も有しないといった場合には、重要事項の説明を行う等の措置を講じることが望ましいと考えられる。
- ② 周知度の低い又はその仕組みが複雑・高度と思われる受益証券に係る説明不要の意思表明は、慎重に取り扱うことが望ましいと考えられる。
- ③ 意思表明の対象となる受益証券の範囲を明確にすべきものと考えられる。
- ④ 一旦、顧客から説明不要の意思表明が行われた後に、当該顧客から重要事項の説明を求められた場合は、必ずしも説明不要の意思表明が撤回されたものと解する必要はないが、重要事項の説明は行うべきものと考えられる。

VIII. 取引形態毎の考え方

金融商品販売法においては、一般的な大多数の顧客にとって重要事項を理解できる程度の説明

を行うことが求められている。このような観点から、個別の取引形態毎に留意すべき事項は以下のとおりである。

1. 非対面取引

インターネット取引、ATM取引、アンサー・システム取引等の非対面取引における重要事項の説明については、以下の事例を参考に、各々の取引形態に則した対応をとるよう留意する必要がある。

(1) インターネット取引

インターネット取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。
- ② ホームページの画面上に重要事項の表示を行う。

(2) ATM取引

ATM取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。

(3) アンサー・システム取引

アンサー・システム取引における説明方法としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ① 口座開設時等に、口頭、書面又はその他の方法により重要事項の説明を行ったうえで取引を開始する。
- ② 自動音声システムにより、重要事項の説明を行う。

(注) 上記に加え、顧客からの問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、口座開設時等に連絡先を通知するといった方法を併用することも考えられる。

2. 法人顧客との取引

顧客が法人である場合には、重要事項の説明を代表取締役又は権限を付与された代理人（財務担当部・課長等）に行うこととなると考えられる。また、説明不要である旨の意思の表明もこれらの者から受ける必要があると考えられる。

説明不要の意思表明が行われた場合、その意思表明は法人の行った意思表明として、代表取締役や権限を付与された代理人の交代の影響を受けるものではないと考えられる。

3. 総合取引の契約に基づく取引

総合取引の契約については、当初の契約締結時に、以後の定時・定型の取引履行についても合意されているものと考えられる。従って、当初の契約締結前に行う重要事項の説明のほかに、以後の定時・定型の買付けに際して重要事項の説明を行うことは不要であると考えられる。

ただし、契約内容を変更する際には、説明を行う必要があると考えられる。

VIII. 金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止

金融商品販売法においては、金融商品販売業者等が、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下「断定的判断の提供等」という。）を行ってはならないこととされている。

（金融商品販売法第4条）

IX. 他の法令・諸規則等との関係

1. 金商法等における説明義務との関係

金融商品販売法における説明義務に関わらず、投資信託委託会社は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律、関連政省令及び投資信託協会の業務規程等諸規則に定められた義務を遵守する必要がある。

ただし、これらの法令及び協会の業務規程等諸規則の説明と同時に、金融商品販売法に基づく説明を行うことも可能である。例えば、各受益証券の目論見書に、金融商品販売法により求められている重要事項が記載されている場合には、金融商品販売法に基づく説明を当該目論見書を使用して行うこともできる。

2. 適合性の原則等との関係

金融商品販売法における説明義務の遂行とは別に、投資信託委託会社は、顧客の知識、投資経験、投資目的、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし、顧客の意向と実情に適合した投資勧誘を行うよう努める必要がある。

3. 民法の一般原則との関係

金融商品販売法は、重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことにより顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任等について定めることにより、裁判における顧客の立証負担を軽減させるものであり、民法の一般原則に基づく損害賠償請求を排除するものではない。

従って、投資信託委託会社は、受益証券の募集等に関して蓄積されてきた裁判例等に留意し、顧客の投資経験、投資目的及び資力等並びに商品の性質、取引の形態等に照らし、顧客が取引に伴う危険性について正しい認識を形成できるよう配慮すべきものと考えられる。

以上

附 則

このガイドラインは、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年1月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成 19 年 9 月 30 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 20 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 3 月 19 日から実施する。